

スポーツ団体の法的統治と監事に関する一考察

中 井 憲 治

第1 はじめに

スポーツ団体の多くは、改正前民法の公益法人であったが、平成20年、公益法人関連三法すなわち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法48号。以下「法人法」という）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（同年法49号。以下「認定法」という）及び法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同年法50号）の施行に伴って特例民法法人となり、5年間の移行期間中に法人法等に適合すべく（新）定款を定め理事会又は評議員会等を新設するなど、組織運営の在り方を見直し諸体制の整備等を図って順次、新法人へと移行した。移行後のスポーツ団体は、剰余金の分配を目的としない（以下「非営利」という）法人であり、その法的統治につき、営利法人制度の大幅な自由化を図る会社法（平成17年法86号）と共通の思想に立ち⁽²⁾非営利法人に関する法体系を営利法人のそれに近づける契機⁽³⁾を有する如き法人法等で規律されることとなった。

その後の平成25年、一部スポーツ界の暴力行為が

社会問題化し、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という）、公益財団法人日本オリンピック委員会等は連名で「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を発出、各スポーツ団体に対し、運営の透明性を確保しガバナンス強化に取り組むよう求めた。さらに暴力問題に続き、国際大会誘致関連の不明朗な報酬、団体財産の不法領得、スポーツ賭博や反社会的勢力との関係等、スポーツ団体を巡る不祥事（法令定款違反その他社会的非難を惹起する不正又は不適切な行為をいう。以下同じ）の疑惑も相次いで報道された。日体協のほか、その加盟団体である都道府県体育協会、各競技別に統轄する諸スポーツ団体等は、スポーツの振興に大きな実績を有するが、一部スポーツ界の不祥事に端を発し、スポーツ界全般の法的統治（ガバナンス）が問われかねないやに懸念される。また、不祥事の原因究明、再発防止等の局面において、外部委員で構成する「第三者委員会」が有効であったと見られる反面、理事監視機関として、各般の問題点を承知すべき監事存在感が希薄だとの印象が残る。

主なスポーツ団体の法人格を見ると、改正前民法

（1） スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう（スポーツ基本法2条2項）。

（2） 内田貴『民法I』（東大出版会、第4版、2008）213頁。

（3） 江原健志「公益法人制度改革三法について」公証157号（2016）19頁。

（4） 「法的統治」との広義に理解し、以下論述（本文・第2の2参照）。

（5） 平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（<http://www.moj.go.jp/content/000061957.pdf>）参照。

の財団から法人法の一般財団法人又は公益財団法人⁽⁶⁾（以下「財団法人」と総称する）に移行したものが大半だが、法人法が社団法人の規定を財団法人に単純に準用せず、複雑な読替えも要し、一般の理解は必ずしも容易でない。そこで専ら財団法人を中心に、監事の権限等を改めて整理概観しつつ、スポーツ団体の法的統治と監事に関し若干の考察を試みることにした。

第2 財団法人の法的統治等

1 法人法と会社法

改正前民法34条の公益法人制度は、主務官庁の許可主義の下、法人格取得と公益性判断や税優遇措置とが一体化し、様々な問題の指摘があった。そこで公益法人関連三法は、(旧)公益法人制度を改めて法人格の取得と公益性の判断とを分離、非営利の社團 (incorporated association) 又は財団 (incorporated foundation) について、事業公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）によって簡便に法人格を取得できる一般的な法人制度を創設し、当該設立、組織、運営及び管理について所要の規定を整備した。⁽⁷⁾ 農業協同組合法（昭和22年法132号）、私立学校法（同24年法270号）⁽⁸⁾、社会福祉法（同26年法45号）、宗教法人法（同年法126号）、特定非営利活動促進法（平成10年法7号）など、固有の政策目的による個

別立法の非営利法人は種々あるが、これらとの対比において（新）法人法は、非営利の社團及び財団について一般的な法人制度を定める法律であり、民事基本法的な側面を有する。⁽⁹⁾

法人法は、主務官庁制から転じたことで自律的ガバナンスの必要性が高まり、かねて準則主義を採用する株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保すると閣議決定（平成16年12月24日・公益法人制度改革の基本的枠組み）され、会社法に準じた規律を設けた。そして、一般社団法人ガバナンスに係る規定の多くを会社法の株式会社に関する規定に倣い、これを一般財団法人に準用するなどし、両法の規定は類似した。⁽¹⁰⁾ 法人法の規定で一般社団法人の組織・運営・管理に関するものについて「理事」を「取締役」、「監事」を「監査役」、「社員総会」を「株主総会」、「理事会」を「取締役会」に各置換するとき、理事及び監事の資格、任期、選解任、報酬や権限等に係る様々な法人法の規律が、先に制定され営利法人の設立根拠を概ね網羅する会社法（平成18年法86号）⁽¹¹⁾のそれに倣うこと明らか。法人法の「大規模」一般社団法人又は一般財団法人（法人法2条2号・3号）は、会社法の「大」会社（会社法2条6号）と同様に「会計監査人」を法律上設置を義務付けられた機関（以下「必置機関」という）とする（法人法62条、171条。会社法328条参照）。最

(6) 日体協の加盟競技団体（日体協定款6条1号、加盟団体規程2条1号・別紙1）中、陸上競技、水泳、サッカー、スキー、テニス、バレーボール、バスケットボール、スケート、レスリング、自転車、卓球、相撲、柔道、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、空手道、なぎなた、野球、ゴルフ等は財団法人。

(7) 新公益法人制度研究会「一問一答 公益法人関連三法」（商事法務、2006。以下「一問一答」という）3頁・13頁、渋谷亮「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要及び実務上の諸問題」公証158号（日本公証人連合会、2009）7頁。

(8) 石山卓磨「近時の立法動向における監査役と監事についての一考察」日本大学法科大学院法務研究13号（2016）18頁。

(9) 一問一答18頁、渋谷・前掲10頁。

(10) 江原・前掲29頁、渋谷・前掲8頁。

(11) 江原・前掲18頁。

(12) 「大規模一般社団・財団法人」とは、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上であるものをいう（法人法2条2号・3号）。「大会社」とは、資本金の額5億円以上又は負債額合計額200億円以上の株式会社をいう（会社法2条6号）。資本金に相当する制度がないことから、負債額合計額をもって他の一般社団・財団法人と区別する要件としたやに考えられる。

低責任限度額及び責任限定契約の規律（法人法113条、115条。会社法425条、427条参照）も同様、「非業務執行理事等」は会社法の「非業務執行取締役等」に相当。しかし財団法人監事に関する規定の解釈に際し、会社法の監査役に係るそれを参考とすべき場面は多い。⁽¹³⁾

戦後、上場会社等の業績が好調であったこと等から、当該機関等の制度改正に際し、経営効率向上を目的とする取締役会改革の方向でなく、粉飾決算、背任、総会屋、暴力団との癒着等の不祥事防止を専ら課題とした。取締役会の代表取締役監視機能を強化するとの方向は運用面で奏功せず、権限面で微力であった監査役を強化する方向を採った。その一応の到達点が（現）監査役会制度だが、独立し実効ある監査といえないとして、⁽¹⁴⁾取締役会強化の方向に軌道修正する動きも見られる。⁽¹⁵⁾スポーツ団体の法的統治に係る問題点等についても、昭和49年2月12日参議院法務委員会での質疑⁽¹⁶⁾に見られる監査役権限強化に係る論点等が示唆に富み、今も参考となる。

2 財団法人の法的統治（ガバナンス）

改正前民法当時、公益法人のガバナンスに係る規律は僅かで、その多くを主務官庁の指導監督に期待⁽¹⁷⁾。財団の必置機関は理事のみで、その職務執行は

専ら主務官庁の監督に服し、理事会及び監事は、寄附行為で任意に設置し得る機関（以下「任意機関」という）に過ぎなかった。（新）法人法の財団法人は、その性質上、社団法人における社員総会の如き機関を元来有せず、主務官庁の業務監督もなく、法人目的に反する理事の恣意的運営が懸念されたため、理事、監事及び会計監査人の選解任等一定の基本的事項の決定を通じて理事を牽制監督する評議員会、理事間の相互監視をする理事会等と共に、理事監視機関として「監事」を必置（法人法170条1項）、その権限を拡大強化した。⁽¹⁸⁾

ところで、ガバナンスの定義は様々だが、⁽¹⁹⁾法人法は、理事の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制（以下「理事職務適法確保体制」という）その他財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（以下「法人業務適正確保体制」という）⁽²⁰⁾整備の理事会決定について規定する（法人法197条、90条4項5号、法人法施行規則（以下「施行規則」という）62条、14条）。しかし「ガバナンス体制」とは、理事職務適法又は法人業務適正を確保するための

① 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(13) 四宮和夫＝能見善久『民法総則』（弘文堂、第8版、2010）95頁は「法人法は、小規模でいろいろなタイプの団体がある非営利法人の世界が営利法人の世界とは異なることを十分理解せず、会社法に倣った結果、柔軟性を欠く」面がある等を指摘する。

(14) 江頭憲治郎『会社法』（有斐閣、第6版、2015）510頁等。

(15) 委員会等設置会社制度の導入（平成14年）、監査等委員会設置会社制度の導入（平成26年）等。株式会社法の歴史につき、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第18版、2016）32頁参照。

(16) 参議院法務委員会会議録3号（以下「参法委録」という）中「商法の一部を改正する法律案株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」に関する質疑。

(17) 江原・前掲31頁。

(18) 一問一答117頁。江原・前掲35頁は「財団法人には、社員が存在しないから社員総会もない。「評議員」は、社員に代わるものというわけでは必ずしもなく、財団法人における存在の説明がなかなか難しいものがあり、社員又は理事のいずれに近いのか中間的な存在になっている」と指摘する。

(19) 「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正・かつ迅速・果敢な意思決定を行う仕組みをいう（2015年6月1日東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」）。コーポレートガバナンス（企業統治）は、企業経営を監視する仕組み設計の問題だが、不正行為の防止（健全性）だけでなく収益性・競争力向上（効率性）の観点からも議論され、法制面だけでなく実際の対応も重要と、神田・前掲177頁が指摘。

(20) 業務執行と職務執行とは主語が異なり、後者がより広い概念。前者には、監査・監督や意思決定（そのプロセスに関する行為を含む）を含まない。内部統制システムの整備は、業務執行（神田・前掲217頁）。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑥ ⑤の使用人の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ⑧ 理事及び使用人が監事に報告をするための体制
その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

その他監事監査が実効的に行われることを確保するための体制をいう。⁽²¹⁾

ガバナンス体制整備は理事会の専権事項とされ、⁽²²⁾ 理事会は、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な使用人の選任及び解任のほか、ガバナンス体制整備を含む重要な業務執行の決定を理事に委任できない。大規模財団法人の理事会は、ガバナンス体制整備に係る事項を決定する義務を負う（法人法197条、90条4項5号、90条5項）。

財団法人の「役員」は理事及び監事だが（法人法177条、63条1項参照）、役員のうち監事は、その法

的性格から独立性が強い。監事の地位安定性や監査の実効性を適正に確保すべく、法人法は手厚く規定する。その概要につき、主なスポーツ団体が法人格として採用する財団法人を中心に敷衍する。

第3 監事の地位安定性等

1 監事の任期等

監事は財団法人の必置機関だが、その員数は1人以上で⁽²³⁾ 上限はない。

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までだが、定款で任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までを限度として短縮できる（法人法177条、67条1項）。ただし、定款によっても、任期を伸長できない。スポーツ団体の場合、定款で監事の任期を理事のそれと同じく定める例が少なくない。

（事業年度）

「事業年度」とは、財団法人が作成する計算書類等の基礎となる一定の期間をいう。財団法人における財務状況の透明性確保や開示必要性から、定款の絶対的記載事項とされる（法人法153条1項10号）。事業年度は、その末日の変更の如き特別の場合を除いて、1年を超えることができない（施行規則64条、29条）。スポーツ団体の定款は通例、事業年度を1年と定める。当該監事は任期中、各事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までに各1回、合計2回の監事監査を行い、その都度

(21) 一問一答132・69・61頁は、法人業務適正確保体制の構築の基本方針を法人法上の「内部統制システム」と呼称する。神田・前掲228頁は、株式会社（会社法362条4項6号・同法施行規則100条参照）に関し「リスク管理体制（会社法上の内部統制システム。コンプライアンス＝法令遵守体制の整備を含む）」と呼称する。

(22) 理事会は、業務執行の健全性確保の観点から業務執行の決定を行う。また、当該決定・監督の一環として代表理事の選解任を行う（四宮＝能見・前掲131頁）。

(23) 理事の員数は3人以上（法177条、65条3項）。

監査報告を作成する。しかして各監査対象期間は、当該各事業年度をいうこととなろう。⁽²⁴⁾

2 監事の資格等

監事欠格事由は（理事も同じ）、①法人、②成年被後見人若しくは被保佐人又は外国法令上同様に取扱いされている者、③法人法若しくは会社法の規定に違反し又は民事再生法255条等の罪を犯し、刑に処せられ、執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者、④同規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。また、監事は、財団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない（法人法177条、65条1項・2項）。公益財団法人では、公益認定基準要件や欠格事由に別に規定され（認定法5条10号、6条1号参照）、注意を要する。

（横滑り監事）

事業年度途中の評議員会で選任された監事は、当該事業年度開始から就任に至るまでの未就任期間についても、監査権限を有する。スポーツ団体等に限らず、事業年度途中の評議員会で、それまで業務執行理事であった者が監事に選任される例（以下「横滑り監事」という）がある。このような場合は、自ら業務執行理事であった期間（監事未就任期間）につき、自らを含む理事の職務執行を監査すること（以下「自己監査」という）となるが、法人法は、監査対象期間と監事任在期間との一致を要求せず、「横滑り」を監事の欠格事由としない。未就任期間

の監査も現実には可能であるし、複数年度にわたる悪質な不祥事では、監査対象期間の監査の一環として過年度の理事職務執行も調査しなければならない。⁽²⁵⁾ただし、横滑り監事の選任自体は適法だが、⁽²⁶⁾監査手続の公正性や客観性を著しく害する不当な自己監査に及ぶような場合には、監事の善管注意義務の問題等が生じるときもある。

3 監事の選解任と監事人事に係る同意権等（選解任等）

監事の選任は、評議員会の普通決議で行われる。監事が欠けた場合又は定款で定めた員数を欠くときに備えて、補欠を選任できる（法人法177条、63条）。

監事の解任は、①職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、②心身の故障のため職務執行に支障があり又はこれに堪えないとき、評議員会の特別決議をもって行われる（法人法176条1項、189条2項1号）。監事選任や理事解任の場合と異なり、監事解任の場合は、その地位安定性を確保する趣旨で特別決議へと加重された。

（監事人事の同意権等）

理事は、監事がある場合、監事選任議案を評議員会に提出するには、監事（二人以上ある場合は過半数）の同意を得なければならない（法人法177条、72条1項）。監事の地位を強化する趣旨であり、理事が選任議案を評議員会に提出するには監事の同意を要することから（以下「同意権」という）、監事は、当該選任案件の拒否権を有するといえる。ま

(24) (前)事業年度中、理事の善管注意義務違反行為等不祥事があったにもかかわらず、監事が適正意見で監査報告を了し、その後（現）年度の監査で、不祥事に係る損失が発覚し顕在化したとき、当該損失発生経緯等に関する調査を了さない、（現）年度における損害額確定ができず、不祥事の適正処理はむずかしい。理事や使用人による財産不法領得が過去複数年度に継続され、それが（現）年度で顕在化したときも同様である。監事は、非業務執行役員として選任され、理事職務執行監査を任務とする。このような過年度の不祥事が発覚した場合、（現）年度での対応いかんが監事の中心的な職責である（日本監査役協会「監査役監査実施要領」《2011》221頁参照）。しかして（前）年度に適正意見の監査報告を了した後であっても、監事は、不祥事に係る（現）年度はもとより（前）年度における理事の職務執行につき調査し監査する権限と義務を有するといえる。江頭・前掲516頁参照。除斥・忌避（刑事訴訟法20・21条、民事訴訟法23・24条参照）等は不該当。

(26) (前)業務執行理事当時の善管注意義務違反行為等につき具体的な監査対象とする場合まで自己監査を許容すること相当でないであろう。

た、監事は、理事に対し、監事選任を評議員会の目的とすること又は監事選任議案の評議員会提出を請求する権限（以下「提案権」という）を有する（法人法177条、72条2項）。監事は、理事がする監事選任案件提出につき、拒否権を有するのみならず、積極的イニシアティブも採り得る。⁽²⁷⁾しかして理事は、選任議案の評議員会提出に先立ち、監事から当該選任同意書を得ることとなろう（後記第5の4《評議員会提出議案書類等調査義務》参照）。

監事は、同意権及び提案権に加え、評議員会で監事の選解任又は辞任につき意見を述べることで、監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席し、辞任した旨及びその理由を述べる権限（以下「意見陳述権」という）がある（法人法177条、74条）。監事は、他の監事の選任はもとより自ら再任されないことについても意見陳述権がある。これら意見陳述を保障することで、監事選任案件に係る理事又は理事会の決定に監事の意向が反映されるよう期待する趣旨である。監事から同意を得ず、又は監事に意見を述べる機会を与えなかった場合は、⁽²⁸⁾瑕疵ある選任決議として決議取消事由となる。⁽²⁹⁾

4 会計監査人に係る監事権限等

会計監査人は、法人の計算関係書類を監査し、会計監査報告を作成する義務を負う（法人法197条、107条1項）。監事は財団法人の必置機関であるが、会計監査人は、外部性の強い任意機関であって、会計の専門性を有し計算関係書類の監査を充実させる目的で設置される。大規模一般財団法人では必置機関とされ（法人法171条）、行政庁の公益認定基準の一として会計監査人設置を原則とする（認定法5条12号本文）。会計監査人の資格は業務の性質から当

然公正な職務執行が保証される公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という）に限定（法人法177条、68条1項）。これに加えて法は会計監査人人事に係る監事の決定権等を新たに規定し、会計監査人の公正性を一層強めた。

（選解任等議案内容の決定権）

会計監査人は、評議員会の決議によって選任又は解任できる（法人法177条、63条1項、70条1項）。ただし、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該評議員会において再任されたものとみなす（法人法177条、69条）。これら選解任・不再任に関する議案の内容は、監事（二人以上ある場合は過半数）が決定する（法人法177条、73条）。従前から監事（二人以上ある場合は過半数）は、理事又は理事会が評議員会に提出する当該選解任・不再任議案につき同意権を有し、また自らも当該議案の評議員会提出を請求する提案権を有したが（法人法177条、旧73条）、会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容を、会計監査人による監査を受ける立場にある理事又は理事会が決定するという従前の枠組みは、会計監査人の独立性確保という観点から十分でないとして、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成27年法91号）が法人法を一部改正（同年5月施行）した。⁽³⁰⁾

なお、理事が会計監査人又は一時的会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（二人以上ある場合は過半数）の同意を得なければならない（法人法197条、110条）。

（解任権）

監事は、会計監査人に職務上の義務違反又は職務

(27) 江頭・前掲519頁参照。

(28) 江頭・前掲520頁参照。

(29) 東京高判昭和58・4・28判時1081号130頁、参法委録12頁参照。

(30) 宮崎雅之＝辰巳郁「会社法の改正に伴う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正の概要」公益法人（公益法人協会、2014年8月号）33頁。

懈怠等を認めたとき、解任できる⁽³¹⁾。ただし、監事が二人以上ある場合には、監事全員の同意によって行わなければならない。また、解任したとき、監事（二人以上ある場合は、互選で定めた監事）は、その旨及び解任理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法人法177条、71条）。

（会計監査人と監事の役割等）

会計監査人設置財団法人の計算関係書類監査では、監事と会計監査人の監査が競合するが、当該監事は、適法性又は適正性に係る直接的な監査より、むしろ会計監査人監査が適切な手法や体制で実施されたか否かという会計監査人の職務執行の監査に重点を置くこととなる⁽³²⁾。

ところで、日体協加盟・準加盟団体（主要なスポーツ団体が該当）は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、スポーツの使命の達成に努め、その健全な普及・発展を図り、組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図る等の取組みを自主的・自律的に行う義務がある（日体協加盟団体規程4条）。また、毎事業年度の事業報告は、財務諸表、財産目録、収支計算書、監事監査報告等を添えて日体協に届け出なければならないが、公認会計士監査をも実施する場合、併せて当該監査報告も届け出る義務がある（同規程14条。同条遵守義務につき12条1項）。日体協加盟・準加盟団体たるスポーツ団体は、公認会計士等を会計監査人として選任せず、監事監査の補助者として外部監査を委託する例少なくない。この場合、会計監査人として選任されないものの、業務の性質から

当然公正な職務執行が保証されている公認会計士等による外部性の強い監査という実質面で両者間に大きな差異がなく、監事が業務監査に重点を移し得るとのメリットも共通し、監事監査の実効性をより確保できることが期待できる。当該場合における監事の役割は、会計監査人設置財団法人におけるそれに準ずるやに思われる。

第4 監事監査と監査報告

監事は、独任制機関として理事の職務執行を監査する⁽³³⁾（以下「監事監査」という）。監事は、その職務を適切に遂行すべく理事・使用人らとの意思疎通を図り、情報収集及び監査環境整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務執行のための必要な体制の整備に留意する義務がある。監事監査をした場合、監査報告を作成する（法人法197条、99条1項。施行規則62条、16条等）。他方、財団法人は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事監査を受けた後、理事会の承認を受ける義務がある（法人法199条、123条2項、124条1・3項）。

1 監事監査

「監事監査」は、計算関係書類・事業報告等の監査及び当該書類等の作成、内容に係る監査を含む理事職務執行全般に関する監査の総称であり、会計監査と業務監査に大別される⁽³⁴⁾。

（会計監査）

「会計監査」とは、計算関係書類の監査及び当該書類の作成、内容等に係る理事の職務執行に関する監査をいう。

(31) 監査を受ける立場にある理事又は理事会の解任権は規定されていない。

(32) 日本公証人連合会「一般社団法人・一般財団法人定款認証実務Q&A」（2013）359頁。

(33) 理事の職務執行には、もとより理事会のそれが含まれる。

(34) 監事と同様に、監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務執行を監査するが（会社法381条1項）、非公開会社すなわち公開会社でない会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く）は、監査役の監査範囲を会計に関するものに限定できる（389条1項）。当該監査役を「会計監査限定監査役」というが、法人法は、会計監査限定監事の設置を認めない。

「計算書類」とは、貸借対照表及び損益計算書を用いた（法人法199条、123条2項）、計算書類の「附属明細書」は、重要な固定資産及び引当金の明細のほか計算書類の内容を補足する重要な事項を表示する。計算書類及びその附属明細書を「計算関係書類」と総称する。計算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない（施行規則64条、33条、26条、29条2項）。

計算関係書類の監査は、公認会計士法⁽³⁵⁾2条1項に規定する監査（以下「会計士監査」という）のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含む（施行規則64条、35条2項）。会計士監査の水準に達しない場合でも、監事が当該手続をしたときは「監査を了した」と解される。

（業務監査）

「業務監査」とは、事業報告等の監査及び当該事業報告等の作成、内容等に係る理事の職務執行に関する監査をいう。

「事業報告」の必要的記載事項は、①財団法人の状況に関する重要な事項（ただし、計算関係書類の内容となる事項を除く）、②ガバナンス体制整備の決議内容及び当該体制の運用状況の概要である。事業報告の「附属明細書」は、事業報告の内容を補足する重要な事項を内容とする。事業報告及びその附属明細書を「事業報告等」と総称する。②を敷衍すると、財団法人は、ガバナンス体制整備につき決議があるとき、決議内容及び当該体制運用状況の概要

を事業報告の内容とする義務がある。そして、事業報告を受領した監事は、所要の監査を了した後、これが相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を内容とする監査報告の作成義務がある（法人法199条、123条2項、施行規則64条、34条2項・3項、45条5号）。体制整備の決議のみならず、当該体制整備後の体制運用状況をも報告させ、ガバナンスの実効性を維持向上させる趣旨である。会計監査の基盤はガバナンス体制に大きく依拠、当該監査は、業務監査の範疇に属する。

ところで、監事は理事の職務執行を監査するが、財団法人の業務執行は、代表理事及び代表理事以外の理事で理事会決議によって当該財団法人の業務を執行する理事として選定されたもの（以下「業務執行理事」という）がする（法人法197条、91条1項）。代表理事は、理事の中から理事会で選任され、法人業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限（以下「代表権」という）を有する⁽³⁶⁾（法人法197条、77条4項）。「代表」とは、法人の対外的業務執行をいう⁽³⁷⁾。代表理事及び業務執行理事以外の理事（以下「非業務執行理事」という）は、業務執行権限を有しない。ただし、すべての理事が理事会（法人法170条1項）を組織し、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定及び解職等の職務に従事することから（法人法197条、90条1項・2項）、非業務執行理事は、理事会の構成員として、議決権行使等を通じ法人の業務執行の意思決定に参画し、代表理事及び業務執行理事の業務執行を監督する権限を行使する⁽³⁸⁾。監査対象である理

(35) 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とすると規定。

(36) 「代表理事に事故があった場合は、あらかじめ定められた理事が代表理事の職務を代行（執行）する」等の代表理事予選は、「代表理事があらかじめ定める順番」によるのであれば、代表理事自らの後任代表理事予選はできず許されない。ただし、法に明文はないものの、理事改選がない場合を前提に「理事会においてあらかじめ定める順番」とするなら許されるとする見解もある。代表理事の「職務を代行（執行）する」との趣旨が「代表理事となる」意味までは含まず、内部の業務執行のみ代行（執行）することにあるのであれば、業務執行理事の理事会による予選（法197条、91条1項2号）又は代表理事担当の業務執行部門を他の業務執行理事に委ねる旨を明らかにした意味合いとなろうか（渋谷・前掲26頁）。

(37) 神田・前掲221頁参照。

(38) 四宮＝能見・前掲106頁。

事の職務内容は、当該理事が代表理事、業務執行理事、非業務執行理事の区分のいずれに該当するかによって異なり、注意を要する。

（適法性監査と妥当性監査）

監査対象につき、理事の法令定款違反に係る「適法性監査」を内包することに異論はないが、業務執行の妥当性に係る「妥当性監査」も含むか否か議論がある。著しく不当な事実があるとき（法人法197条、100条）は、もとより監査対象となるが、それ以外の場合、どこまで監査対象となるか。

理事と法人との関係は委任に関する規定に従うものとされ（法人法172条）、理事は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委理事務を処理する義務（民法643条・656条、644条。以下「善管注意義務」という）を負う。また、法令定款を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務（法人法197条、83条。以下「忠実義務」という⁽³⁹⁾）を負う。理事が業務執行権を有する地位を利用して自らの利益のため、法人の利益を犠牲にすることは許されない⁽⁴⁰⁾。しかして監事は、理事の善管注意義務や忠実義務に関し、法人の財産やその核心的価値に危険を生じかねないとき、監査義務がある。業務執行の不当性が一定の限度を超える場合、善管注意義務違反となるので、監査の出発点は、理事の職務執行の不当性の有無にあるというほかない。これを前提とすると、監事が妥当性監査の権限を有するか否かについ

て、実務上の差異がさほど大きいとはいえない。⁽⁴²⁾
（監事の理事会議事録署名）

理事会議事については議事録を作成し、議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款の定めがある場合は、代表理事）及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。理事会議事録⁽⁴³⁾は、書面をもって作成しなければならないが、理事会の議事経過の要領及びその結果等（法人法101条1項の監事の意見陳述又は発言を含む）を内容とするものでなければならない。「出席した理事及び監事」とは、当該理事及び監事全員をいうが、議事録に署名又は記名押印しなければならない者を代表理事とする旨の定款の定めがある場合は、代表理事及び監事全員に限定できる（法人法197条、95条3項。施行規則62条、15条）。

財団法人は、理事会の日（法人法177条・96条の決議省略により決議があったものとみなされた日を含む）から10年間、議事録等を主たる事務所に備え置く。評議員は、財団法人の業務時間内は、いつでも議事録等の閲覧又は謄写を請求できる。債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て当該請求ができる（法人法177条、97条）。議事録作成業務それ自体は理事の職務執行そのもので、使用人が議事結果等を要約し、担当理事の決裁を経、理事及び監事の署名（又は記名押印）⁽⁴⁴⁾を得るのが通例である。

(39) 忠実義務につき、最（大）判昭45・6・24集24巻6号625頁は、善管注意義務を敷衍し一層明確化したとする。神田・前掲226頁以下は、自己又は第三者の利益を会社の利益よりも上位に置いてはならないとする義務であり、善管注意義務・忠実義務の一般的規定から承認される他の取締役の行為が法令（当該一般的規定を含む）定款を遵守し適法適切にされていることの監視義務、リスク管理体制（会社法上の内部統制システム）構築、運用又は監視義務（法令遵守体制の整備を含む）等が重要だとする。四宮＝能見・前掲122頁以下は、忠実義務が善管注意義務と異なる側面を取扱い、受託者（fiduciary）が信託した他人のために専ら行動すべき義務をいい、損害賠償義務だけでなく行為の効力が否定されるときもあるとする。

(40) 一問一答119頁。

(41) 江頭・前掲524頁参照。

(42) 神田・前掲241頁参照。

(43) 電磁的記録による作成もできる。

(44) 決議の有無は理事会の核心部分であるが、議事録記載自体は決議効力発生要件ではない。当該記載に不十分又は不正確な部分があったとしても、議事録署名後でも評議員らの閲覧前であれば、署名人の了承を得て所要の補正をすること許されよう。監事が監査報告の虚偽記載責任を負うはもとよりだが、議事録虚偽記載については、まず理事責任が問われ、これに監事責任は劣後する。

理事会議事録に監事の署名又は記名押印の義務を定めた趣旨は、議事録の内容の真正を担保し、当該理事会で監事が意見を述べた場合の証拠とすること等にある。監事が署名した議事録に虚偽記載があった場合等において、署名人たる監事が責任を負うかという点につき、監事の責任等に直接的な影響はないものの、当該内容が多少の影響を与えるときもあり得るやの指摘がある。⁽⁴⁵⁾議事録に監事が署名しても、当該議事録に記載された理事の職務執行や議事録作成それ自体が、監事の事後監査の対象から除外されるものではない。

2 監査報告

(会計監査報告)

会計監査の核心は、前記のとおり、計算関係書類に係る監査である。計算関係書類は、監事監査を受けなければならない(法人法197条、124条1項)。監事は、計算書類を受領したとき

- ① 監事監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が当該一般財団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨及びその理由
- ④ 追記情報(正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象及び後発事象その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう)

等を内容とする監査報告を作成しなければならない(施行規則64条、36条)。

(業務監査報告)

業務監査の重要部分は、事業報告等に係る監査である。事業報告等は、監事監査を受けなければならない(法人法197条、124条1項)。

監事は、事業報告等を受領したとき

- ① 監事監査の方法及びその内容
- ② 事業報告等が法令定款に従い当該財団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 当該財団法人の理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実があったときはその事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨及びその理由
- ⑤ ガバナンス体制整備の決議がある場合で、決議内容及び体制運用状況の概要(監査の範囲に属さないものを除く)があるときにおいて、当該事項の内容が相当でないと認めるときはその旨及びその理由等を内容とする監査報告を作成しなければならない(施行規則64条、45条)。

業務監査は、会計監査の基盤を構成し監査全般の実効性確保に資する。適正な調査と監査なくして適正な監査報告は作成しがたい。監事は、ガバナンス体制整備に係る事業報告等記載内容をよく吟味しなければならない。また、監事は、事業報告等に記載されたガバナンス体制整備の決議又は当該運用状況を監査し、違法性のみならず相当性についても判断、違法又は不相当と認めたときは、監査報告にその旨及びその理由を記載する義務がある。公認会計士等を会計監査人に選任した場合や監事補助者に委託した場合、当該事項は事業報告に記載することとなる。

(監査報告の通知と期限)

監査報告の内容は、特定監事が特定理事に対して通知する。ここで「特定監事」とは、二人以上の監事が存在する場合で、当該通知をすべき監事を定めるときは当該監事、これを定めないときはすべての監事をいい、一人の監事のみ存在する場合は当該監事をいう。「特定理事」とは、当該通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、これ以外の場合は監査を受けるべき計算関係書類(会計監査)又は事業報

(45) 参法委録11頁参照。

告等（業務監査）の作成に関する職務を行った理事をいう（施行規則64条、37条4項、46条4項）。特定監事は

- ① 当該計算書類の全部（会計監査）又は事業報告（業務監査）を受領した日から4週間を経過した日
- ② 当該計算書類（会計監査）又は事業報告（業務監査）の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときはその日

のいずれか遅い日までに特定理事に対し、各事業年度に係る計算関係書類及び事業報告等についての監査報告の内容を通知する義務がある。計算関係書類（会計監査）又は事業報告等（業務監査）については、特定理事が当該監査報告の内容の通知を受けた①から③までの日に監事監査を受けたものとする。ただし、特定監事が当該通知をすべき日までに当該監査報告の内容の通知をしない場合、当該通知をすべき日に、監事監査を受けたものとみなす（施行規則64条、《会計監査》37条1項から3項まで、《業務監査》46条1項から3項まで）。

法人法は、監査の実効性を確保すべく、監事の義務・権限等を規定する。

第5 監査の実効性確保と監事の義務・権限等

監事は独任制機関であり、二人以上ある場合でも、各自独立して監事権限を行使することができる。ただし、法令定款違反の有無に関する調査について多数決による判断が馴染まないからである。⁽⁴⁶⁾ 監事の総意に拠らざるを得ないとき、例外的に多数決によることがあるとの指摘⁽⁴⁷⁾がある。

1 理事会出席・報告義務等

監事は、理事会に出席する義務（以下「理事会出

席義務」という）を負い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。理事会出席義務には、法令定款違反又は著しく不当な理事会決議等を防ぐ趣旨がある。

監事は、理事が不正の行為をし若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を、理事会に報告する義務（以下「理事会報告義務」という）を負う。理事会報告義務には、当該法令定款違反等につき、理事会による是正を促す趣旨がある。監事は、理事会報告義務がある場合で、必要があると認めるとき、理事（定款又は理事会で招集権者を定めたときは当該理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、請求をした監事は、理事会を招集することができる（法人法197条、100条、101条1項から3項まで）。

2 理事行為差止め

監事は、理事が一般財団法人の目的の範囲外の行為その他法令定款違反行為をし又はこれらの行為をするおそれがある場合で、当該行為によって当該一般財団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、当該理事に対し当該行為をやめること（以下「理事行為差止め」）を請求できる（法人法197条、103条1項）。

他方、理事は、財団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、直ちに当該事実を監事に報告する義務を負う（法人法197条、85条）。報告を受けた監事をして、理事行為差止め等の権限を行使させ、⁽⁴⁸⁾ もって法人の損害発生を未然に防止する狙いがある。理事が当該報告を怠った場合、法令定款違反を構成する。他方で理事行為

(46) 一問一答137・74頁。

(47) 公益法人・一般法人の運営実務（公益法人協会、第3版、2016。以下「運営実務」という）136頁

(48) 一問一答134・66頁、137・75頁。

差止め請求は、監事に課せられた義務。これを懈怠したとき、監事の法令定款違反を構成する。法人の財産やその核心的価値に損害を及ぼす不祥事対応は、監事の重要な職責である。

3 報告徴求・調査権と費用等請求権

監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は財団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（法人法197条、99条4項）。また、監事は、その職務を行うため必要があるときは、当該財団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又は当該子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（法人法197条、99条3項）。監事は、必要な調査ができなかった場合、その旨及びその理由を監査報告に明記しなければならない（施行規則64条、36条1項3号、45条1項4号）。監事の理事会出席義務は、報告徴求・調査権の一環とみることもできる。重要会議への出席は、調査等の手法として推奨される。監事は、各団体の実情に応じ必要があるが、当該調査等の手法の一として常務理事会等にも出席できよう。⁽⁴⁹⁾

監事の調査等に要する費用負担をなくし、監査が適正かつ円滑に行われることを担保するため、監事の費用等請求権が規定された。すなわち監事が、その職務執行について財団法人に対し

① 費用の前払

② 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還

③ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては相当の担保の提供）

を請求したとき、財団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて拒否できない（法人法197条、106条）。当該費用又は債務負担の必要性を監事が法人に立証する必要はなく、当該法人が当該必要性のないことの立証責任を負う。団体財産の不法利得事案の場合、理事による調査と別個独立に、監事が外部の弁護士や税理士らを補助者として調査すれば、より信頼性と透明度の高い損失確定に資するであろう。⁽⁵⁰⁾ 監査費用の確保は、適正な監査とガバナンス体制の重要な基盤である。

4 評議員会資料調査・報告等義務

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない（以下「評議員会資料調査義務」という）。この場合において、法令定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告する義務（以下「評議員会報告義務」という）がある（法人法197条・102条、施行規則17条）。理事は、当該評議員会に先立ち、監事が適正に調査義務を果たすため合理的な期間を見込んで確保の上、当該資料を提供することとなる。

理事及び監事は、評議員会で評議員から特定の事項について説明を求められた場合、当該事項について必要な説明をする義務（以下「評議員会説明義務」）がある。

(49) 江頭・前掲525頁参照。常務（任）理事会は、理事会の人数が多い場合等に代表理事、業務執行理事のみが構成する意の合議体で法的根拠なく、評議員会や理事会等機関の権限侵害は許されないが、日常業務執行の協議や理事会付議案件の事前検討等を行うなど実務上重要な役割を担う。

(50) 理事が損失額を確定すべく調査を開始するのが通例だが、当該調査で認定した損害を賠償させ関係人を解任又は解雇等した後に、当該認定以外の損失が判明する可能性少なくない。これら後に判明した損失の回復は事実上むずかしく、清算条項付き和解契約まで了するときは、損失の全額回復は不可能で、理事責任が拡大する。事案にもよるが、理事調査が一段落し行為者解雇等に移行する前段階で、監事が理事から報告を受け、独立機関として調査を行う必要もあろう。理事が「全監事の同意がない」等として監査費用支出に抵抗するなど監査妨害に及ぶ場合、多くは監事の独任機関性や費用等請求権等権限について誤解又は理解不足に起因するときが多く、監事が肅々と説明すれば足りる。報告徴求への不誠実な消極対応等については、強制力をもって目的を達成することができない以上、一定の限界はあるが、弁護士等の専門家を委託することが有効な場面は多いであろう。

(51) 監事選任議案に係る同意書（本文・第3の3参照）を含む。

務」という）がある。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合のほか

- ① 評議員が説明を求めた事項について説明するために調査が必要である場合（当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財団法人に対して通知した場合及び当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合を除く）
- ② 評議員が説明を求めた事項について説明することにより一般財団法人その他の者（当該評議員を除く）の権利を侵害することとなる場合。
- ③ 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合。
- ④ 評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

は、この限りでない（法人法190条、施行規則59条）。

監事の評議員会出席義務そのものに関する規定はない。スポーツ団体で、代表理事及び業務執行理事が評議員会に出席する一方、監事は出席しない例も見られるが、監事は、評議員会説明報告義務がある上、監査や調査の実効性確保の趣旨からガバナンス体制の一環としても、評議員会を含む重要な会議に可能な限り出席することが相当である。⁽⁵²⁾

5 計算関係書類と事業報告等の監査前入手

監事は、計算関係書類及び事業報告等の理事会承認に先立ち、監査報告作成に不可欠なこれら資料を理事から入手し吟味しなければならない。適正な監査報告作成のため、どの程度の期間を要するかは、スポーツ団体によって様々だが、特定理事の特定監事に対する監査報告の内容の通知期限につき、計算書類の全部又は事業報告受領日から4週間を経過した日、又は計算書類又は事業報告の附属明細書受領

日から1週間を経過した日と規定され、当該書類受領日から4週間又は1週間が一応の監査期間の目安といえよう。⁽⁵³⁾ただし、当該団体の実情によって、これにより難しいときは、特定理事と特定監事が合意し、書類受領後の合理的期間を経過した日を監査内容の通知日と定めることとなる（施行規則64条、37条1項、46条1項）。スポーツ団体が、公認会計士や監査法人を会計監査人⁽⁵⁴⁾に選任すれば、適正な監査の実現に資する。会計監査人として委嘱しない場合であっても、監事補助者たる立場等から監事監査の実効性を高める。いずれの場合も、当該公認会計士等と監事との連携協力は不可欠であり、当該スポーツ団体の実情に即した監査日程の適正妥当な確保を中核とする監査計画の策定が肝要となる。

6 その他

（法人・理事間の訴えにおける法人代表）

代表理事は財団法人の代表権を有するが（法人法197条、77条4項）、財団法人が理事（理事であった者を含む）に対し、又は理事が財団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事は、財団法人を代表する（法人法197条、104条1項）。また、監事は、理事の責任免除に関する議案提出に係る同意権（法人法198条、113条3項、114条1・2項）も有する。

（法人に対する損害賠償責任）

役員等（理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ）は、任務を怠ったとき、財団法人に対し損害賠償責任を負う（法人法198条、111条1項）。スポーツ団体の代表理事がその上部団体の代表理事を兼任する場合で、当該団体が上部団体との間で当該上部団体が開催する大会費用の大半を負担する契約を締結するとき等は、理事が自己又は第三者（当該

(52) 実際の評議員会には理事及び監事が出席する。また、理事会のみならず評議員会でも監査報告をすることが一般的で、招集通知の文例も名宛人に「評議員各位（理事・監事各位）」と記載（運営実務53頁、64頁等）。

(53) 計算関係書類・事業報告等の提出遅延により、十分な監査期間を確保せず、適正意見・監査報告の作成を事実上遅滞し、これに監事が応じること等は論外。

(54) 同一の公認会計士等と長期に契約継続した場合、会計部門との癒着が生じ、理事らが法人会計のアドバイサーだと誤る危険なしとせず、注意を要する。

上部団体)のために財団法人と取引しようとするもの⁽⁵⁵⁾として、利益相反取引等に該当する可能性もある。利益相反取引によって財団法人に損害が生じたときは、当該利益相反行為を決定した理事の任務懈怠が推定されるのであるから(法人法198条・111条3項2号、197条・84条1項2号)、関連手続を含め注意を要する。

役員等の損害賠償責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、評議員会の決議によって免除できる(法198条、111条1項)。「最低責任限度額」とは、役員等が財団法人に対して損害賠償責任を負う場合に賠償すべき損害額のうち、評議員会決議によっても免除できない額をいう。また、代表理事、業務執行理事及び当該財団法人の業務を執行したその他の理事を「業務執行理事(広義)」と総称し、理事(業務執行理事(広義)又は当該財団法人の使用人でないものに限る)、監事又は会計監査人を「非業務執行理事等」と総称する(法人法198条、115条1項)。非業務執行理事等は、その責任が発生するリスクを自らコントロールすることができない。しかして法人法は、代表理事以外の理事の責任限度額につき、財団法人の業務執行理事又は使用人であるか否かで区分し、非業務執行理事のそれを監事又は会計監査人と同額とする(法人法198条、113条1項)。財団法人は、非業務執行理事等の責任について、当該非業務執行理事等が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないとき、定款で定めた額の範囲内で責任限定契約を締結できる旨を定款で定めることができる(法人法198条、115条1項)。

けだし、非業務執行理事、監事等は、自ら業務執行に関与せず、専ら経営に対する監督や監査を行うこと期待されるものの、当該責任発生リスクを自ら十分にコントロールすることができない立場にあるからである。⁽⁵⁶⁾

第6 管見

(新)教育基本法(平成18年法120号)は、憲法の精神に則り教育の基本を確立、その振興を図るべく学校教育、家庭教育、幼児期の教育、社会教育等の目的、理念等を規定する。スポーツ基本法(平成23年法48号)は、スポーツの基本理念として「生涯スポーツ」「生涯にわたる健全な心と身体、豊かな人間性、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心」「公正かつ適切なスポーツ活動の実施」「学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互連携」等を掲げる。かねて武道界の一部に「武道はスポーツではない」との主張があるが、スポーツ振興法(昭和36年法141号)において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)であって、心身の健全な発達を図るものをいうと定義。スポーツ基本法の「スポーツ」に「武道」を含むこと明らかである。教育基本法にいう「教育」は、自己学習も含む広義であり、武技修練による人間形成の道たる武道(日本武道協議会「武道の理念」)⁽⁵⁷⁾の道場教育をも内包する。生涯スポーツ・生涯教育の有力な推進主体たるスポーツ団体に自主性及び自律性が強く求められること自明である。⁽⁵⁸⁾

会社法における監査役強化の果実を承継した(新)法人法の下、監事は、独任制機関として理事

(55) 最判平成28・1・22民集70巻1号84頁は「漁業協同組合理事会議決が、当該議決について特別の利害関係を有する理事が加わってされたものであっても、当該理事を除外してもなお議決の成立に必要な多数が存するときは、その効力は否定されるものではない」とする。

(56) 宮崎=辰巳・前掲34頁。

(57) 拙稿「剣道の理念に関する研究」日本大学法科大学院法務研究12号(2015。以下「理念研究」という)103頁。

(58) 拙稿「剣道の理念と剣道指導の心構えに関する法的解釈」日本大学法科大学院法務研究13号(2016。以下「理念解釈」という)108・109頁、理念研究58頁。平成28年9月2日付け産経朝刊・主張「覚悟をもって責任明確に」参照。

の職務執行を監査して団体の健全で持続的な成長と中長期的な団体価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質なガバナンス体制を確立する義務を有する。しかして理事会その他重要会議に出席し、理事らの報告内容の検証、業務・財産状況に関する調査等を行い、理事らへの助言勧告等の意見表明、理事の行為の差止めなど必要な措置を適時に講じなければならない。⁽⁵⁹⁾

スポーツ界の不祥事の背景として、勝利至上・商業主義化の風潮のほか、生涯教育理念の浸透不十分で、スポーツ団体にあり勝ちの先輩後輩のしがらみ等なしとせず、ガバナンス確保の趣旨や監事の任務等の周知が不徹底とも聞く。また、金銭集う一部スポーツ界にガバナンスが適正に確保されないとき、反社会的勢力が資金源を求めて接近する危険は高まる。他方で、多くのスポーツ団体の財務基盤は弱く、公認会計士や税理士等専門家を擁する団体は多くない。スポーツ又はスポーツ団体の歴史や理念、実情等は、実に多様。⁽⁶⁰⁾これらと密接関連するガバナンス体制にも、団体自治原則の下、様々な制度設計がある中、当該団体以外の民間組織に綱紀維持を含むガバナンスの相当部分をアウトソーシングするや

の動きもある。⁽⁶⁴⁾スポーツ団体のガバナンス確保の面で（新）監事制度がよく機能しないのであれば、他の手法に軸足を移す選択肢も検討すべきであろう。然は然りながら、自主自律の基盤と気概に憾事ある団体が、果たして生涯教育や人間形成に真に資するスポーツの振興主体たり得るであろうか。当該受け皿組織の実態や実績等を注視しつつ、当該アウトソーシングの方向性が果たして普遍化し得るか、普遍化してよいのか、各スポーツ団体の歴史と現状、将来のかたちを踏まえ、幅広く慎重な検討が必要であろう。⁽⁶⁵⁾

縷々述べたとおり法人法は、監事の権限を大幅に強化した。他方、法人法施行後、相当の期間が経過したとはいえ、スポーツ団体にあっては（旧）公益法人当時の実務慣行に漫然依拠する例少なくなく、法人法の理解必ずしも浸透せず、ガバナンス体制整備も依然十分とはいえないやに窺われる。しかして今は、まず法の趣旨に従って（新）制度を適正に運営すべく、実務の良き集積に努める段階であろう。監事任務が理事職務執行監査にあることを含め、スポーツ団体内で十分な理解がないとすれば、監事自ら関係法令や定款規則を精査するなど研鑽し、各般

(59) 日本監査役協会「監査役監査基準（平成27年3月改正）」2条参照。

(60) 小澤博「体罰の問題を考える」月刊「武道」（日本武道館、2013年3月号）103頁は「勝利至上主義の結果が、高校バスケット部の体罰事件、女子柔道での監督による暴力等ではないか。日本では指導者と部員、先輩と後輩という上下関係、絶対服従が根強く、それが体罰やハラスメントの解決を困難にする」などと指摘。

(61) 使用人による財産不法領得等が発覚した場合、これを指揮監督する理事が当該事業年度における適正意見・監査報告やこれに係る議事録への監事署名等を捉え、監事の不祥事発見遅滞責任を主張し、逆に監事が理事の使用人責任を摘示せず自らの責任のみ言及すれば、不祥事に係る理事の責任を曖昧にし、適正な原因究明と再発防止策策定の障害要因ともなりかねず、注意を要する。

(62) 「礼にはじまり、礼におわり」「打って反省。打たれて感謝」等の格言もある剣道試合では、非礼な言動は厳禁。違反者は負け、退場を命ずると明定するが（理念解釈114頁）、同様の試合規則を定める武道団体が多数あるとは承知しない。

(63) 商法は、監査役権限について、当初の取締役職務全般の監査から昭和25年の取締役会制度新設で会計監査に縮小したが、取締役会の監督が機能しない間に、証券取引法（現在の金融商品取引法）が公開会社の財務諸表につき公認会計士等による会計監査を強制したため、49年、監査制度を抜本的に改正したなど、監査制度改正の経緯（神田・前掲180頁）参照。

(64) 公益財団法人スポーツ仲裁機構は、競技者からスポーツ仲裁申立があったとき競技団体が自動応諾して仲裁合意を自動成立させる自動応諾条項の規則化につき、スポーツ団体に働きかけるようだが（同機構「スポーツ仲裁・調停／ドーピング仲裁ガイド」第2版、2015）、自動応諾による仲裁は、仲裁法が想定するものと異質の要素を含むやにも思われ、後日の研究に委ねたい。

(65) 理念解釈109頁参照。

の理解を能う限り促進する。監事の直属組織が得られないとすれば、公認会計士や税理士ら外部補助者の確保等体制整備を能う限り図る。非常勤監事のみで監査せざるを得ない場合は、監査事項の効率的な選択及び実践が求められる、と各愚考するのである。南洲翁が「何程制度方法を論ずるとも其人に非ざれば行はれ難し。人有りて後方法の行わるるものなれば人は第一の寶にして己れ其人に成るの心懸け肝要なり」と遺すが如く、⁽⁶⁷⁾健全な組織や社会の維持発展の成否は畢竟「人」。監事に適材を配することの重要性は論をまたない。その大前提として、生涯教育の一環たるスポーツ実践による自己研鑽と人材の拡大再生産が、スポーツ団体ガバナンスの基盤を形成する要諦となる。⁽⁶⁸⁾

スポーツ振興を標榜する団体にあつて、中核価値の持続的な維持・拡大は不可欠。昨今の諸情勢下、監査が形骸化すれば、ガバナンスの低下を招き、当該団体の健全性、信頼性等重要な価値を毀損しかねない。適正な業務執行とこれを底支えする監査が、スポーツ団体の健全な運営と持続的な発展を確保し維持する両輪であることを忘れてはならない。

(66) 会計監査にあつて期末資産残高と銀行等残高証明との突合は不可欠。不祥事の多くは、収入除外と架空経費計上等（横領・窃盗のほか簿外資金捻出等）が多く、これらは現金取扱いに起因する例が多い。会計における現金取扱いは極力制限すべきであろう。監事の再三の示唆にもかかわらず、理事が多額の現金取扱いを改善しないときは、その理由と必要性について適宜報告を求め、必要な場合には、収入除外、架空経費等の危険性を念頭に置きつつ、専門家の補助を得て調査することを検討すべきであろう。次に業務監査は、理事の善管注意義務違反の発覚に始まるが、その端緒は容易には得られない。事業報告等の精査、理事らへの質問等のほか、可能な限り会議、主催大会等に出席し、理事、使用人等や利害関係者と接する機会を増やすことは業務内容の理解を促進させ、有益で有効かと思われる。

(67) 渡邊五郎三郎「南洲翁遺訓の人間学」（致知出版社、2005）。

(68) 剣道理念は、剣の理法の修錬による人間形成の道と規定し、試合の勝利を最終目的とせず剣道教育をもって、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間を規制する自己修養と人材育成にあるとする。国際普及が剣道理念に則り進展するなら幸甚であるが、彼等の国民性、社会、文化等の相違等があり、これをよく理解しつつ慎重に行わねばならず、拙速な普及策を採ったとき、剣道が悪い意味で「国際化」し伝統文化の貴重な核心を失いかねないやに危惧される（理理解釈128頁、理念研究88頁）。